

障がい者福祉だより

○今月号では、ハートフルパスおよび駐車禁止除外票についてご案内します。

■熊本県ハートフルパス制度

公共施設や店舗などさまざまな施設に設置されている障がい者用駐車場を適正にご利用いただくため、障がいのある方など歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の「利用証（ハートフルパス）」を交付します。

利用証の交付を受けることができる障がい者の方は次のとおりです（交付基準に該当しなくなるまで）



①身体障がいにより歩行困難な方・・・次の表に該当する方

障がい区分	対象等級	障がい区分	対象等級
視覚障がい	4級以上	ぼうこうまたは直腸の機能障がい	4級以上
聴覚機能障がい	該当なし	小腸機能障がい	4級以上
平衡機能障がい	5級以上	肝臓機能障がい	4級以上
肢体障がい	上肢 2級以上	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	4級以上
	下肢 6級以上	音声機能、言語機能障がい	該当なし
	体幹 5級以上	またはそしゃく機能の障がい	
心臓機能障がい	4級以上	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能 2級以上
じん臓機能障がい	4級以上		移動機能 6級以上
呼吸器機能障がい	4級以上		

②知的障がいにより歩行困難な方・・・療育手帳の障がいの程度欄が「A」の方

③精神障がいにより歩行困難な方・・・精神障害者保健福祉手帳の等級1級の方

※障がい者以外の方の該当基準については問合せ先へご確認ください。

◇申請方法

熊本県御船保健所または県庁健康福祉政策課福祉のまちづくり室へ障がい者手帳をお持ちください。

郵便での申請の場合は、申請書（役場にもあります）及び手帳の写し並びに返送用切手（140円）を熊本県御船保健所または県庁健康福祉政策課福祉のまちづくり室へ郵送してください。

◇問合せ先

熊本県御船保健所
〒861-3206
上益城郡御船町辺田見 400
Tel 096-282-0016

県庁健康福祉政策課福祉のまちづくり室
〒862-8570
中央区水前寺 6丁目 18-1
Tel 096-333-2202

■駐車禁止除外標章の交付

対象となられる方は申請により「駐車禁止除外指定車標章」の交付を受けることができます。

除外措置の対象	申請先	問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> 歩行が困難な身体障がい者（障がいの種類・等級については申請先にご確認ください） 障がいの程度がA1、A2の療育手帳を所持した、重度の知的障がい者 精神障害保健福祉手帳の交付を受け、1級の障がいを有する精神障がい者 	所在地が山都町の方は山都警察署	山都警察署 Tel 0967-72-0110 熊本県警察本部交通規制課 Tel 096-381-0110

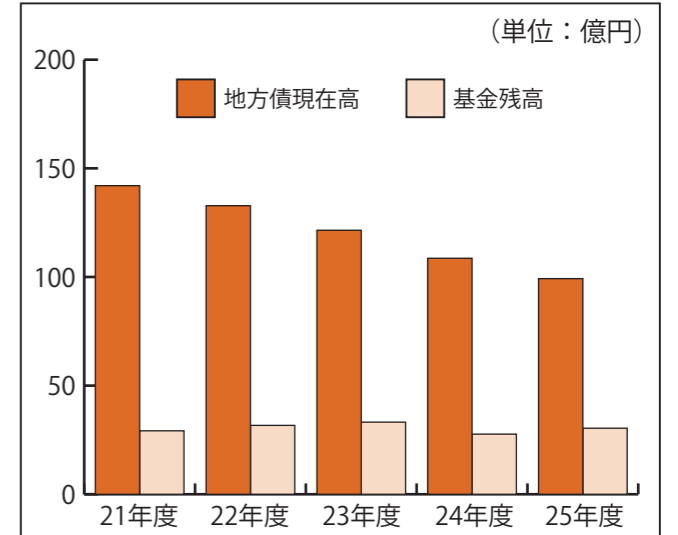
特別会計

（単位：千円、%）

	歳入	歳出
国民健康保険	2,961,550	2,882,924
後期高齢者医療	228,484	225,287
介護保険	2,718,922	2,573,537
国民宿舎	115,824	107,968
住宅新築資金等貸付事業	5,428	610
簡易水道	437,713	434,379
水道事業	72,524 (収益)	69,047 (収益)
	1,229 (資本)	20,696 (資本)
病院事業	932,850 (収益)	976,799 (収益)
	80,890 (資本)	94,804 (資本)

積立金・地方債の推移

（単位：億円）



財政分析指標 (普通会計)

◎普通会計とは「決算統計」における会計区分で、一般会計に住宅新築資金等貸付事業特別会計を加えたものです。

（単位：千円、%）

区分	H25	区分	H25
歳入総額	12,641,434	財政力指数	0.192
歳出総額	12,037,826	実質収支比率	4.3
歳入歳出差引	603,608	経常収支比率	84.3
実質収支	357,071	実質公債費比率	8.1
実質単年度収支	△115,325	将来負担比率	45.5
標準財政規模	8,351,653		

本町における財政分析指標は表のとおりです。このうち財政の弾力性を示す「経常収支比率」は84.3%とほぼ前年度並みでした（前年度84.2%）。この指標は、数値が高いほど財政が硬直化していることを表し、経常的な収入が減少したり、義務的な支出が増加すると上昇します。

平成25年度においては、経常的な一般財源が前年度に比べて1億2,055万5千円減少しました。しかし、義務的な経費も同じ程度減少したことから、指標はほぼ横ばいでした。

平成27年度からは、これまで合併特例によりかさ上げされていた普通交付税が、一定の割合で縮減されていきます。これからも町財政の健全性を保ち、持続性のある行政運営を行うためには、町税をはじめとする自主財源の確保が必要です。そして、事務事業の見直しにより、あらゆる経費の節減を図らなければなりません。

健全化判断比率と資金不足比率

（単位：%）

区分	本町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
○実質赤字比率	—	13.66	20.00
○連結実質赤字比率	—	18.66	30.00
○実質公債費比率	8.1	25.00	35.00
○将来負担比率	45.5	350.00	
○公営企業における資金不足比率			
水道事業会計	—	20.00	
病院事業会計	—		
簡易水道特別会計	—		
国民宿舎特別会計	—		

健全化判断比率と資金不足比率は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」によるもので、表のとおりです。これは収支において、解消が困難な大幅な赤字となっていないか、町の財政規模に比べて過大な町債を抱えていないかなどを見るものです。本町はいずれの指標も基準値を下回っています。

この指標が基準値を超える場合は、財政健全化計画の策定が必要になったり、町債の借入れについて制限を受けるなど、自主的な財政運営が難しくなります。

実質収支及び連結実質収支等が黒字である場合は、それぞれの比率は「—」で表示されます。